

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正について

令和2年4月24日

学校教育課

1 改正趣旨

臨時に授業を行わない日において校長が必要があると認める場合に、児童生徒等が在宅を基本として学習目標の達成を目指すための教育を実施できることを明確にするため、所要の改正をしようとするもの。

2 改正内容

臨時休業中の在宅での教育（第12条関係）

校長は、非常変災その他急迫の事情によるほか臨時に授業を行わない日において必要があると認めるときは、教育長が別に定めるところにより、児童生徒等が在宅を基本として学習目標の達成を目指すための教育を実施することができるものとする。

その他所要の規定整備を行う。

3 施行期日

公布の日

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（臨時休業等）」に改め、同条第一項中「あるときは、」の下に「臨時に」を加え、同条に次の一項を加える。

3 校長は、第一項の規定によるほか臨時に授業を行わない日において必要があると認めるときは、教育長が別に定めるところにより、児童生徒等が在宅を基本として学習目標の達成を目指すための教育を実施することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>(臨時休業等)</p> <p>第十二条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、第一項の規定によるほか臨時に授業を行わない日において必要があると認めるときは、教育長が別に定めるところにより、児童生徒等が在宅を基本として学習目標の達成を目指すための教育を実施することができる。</p>	<p>(臨時休業)</p> <p>第十二条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、授業を行わないことができる。</p> <p>2 略</p>